

○環境省告示第三十三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（平成二十八年環境省告示第六十六号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

環境大臣 石原 宏高

一 環境省の庁舎であつて東京都千代田区霞が関一丁目二番二号に所在するもの

対象施設の敷地	東京都千代田区	霞が関一丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）
---------	---------	-------------------------

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を環境省に備え置いて縦覧に供するとともに、インタ	対象施設に係る対象施設周辺地域		
	東京都千代田区	東京都中央区	東京都港区
	霞が関一丁目から三丁目まで、内幸町一丁目及び二丁目、永田町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、有楽町一丁目及び二丁目、丸の内三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに日比谷公園	銀座二丁目から八丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	新橋一丁目から四丁目まで、西新橋一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、愛宕一丁目、虎ノ門一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

ーネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 環境省の庁舎であつて東京都港区六本木一丁目九番九号に所在するもの

対象施設の敷地	東京都港区	六本木一丁目九番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対	東京都千代田区	霞が関三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

象施設周辺地域	
東京都港区	
六本木一丁目から六丁目まで、赤坂一丁目、二丁目、六丁目及び九丁目（次の図面に示す部分に限る。）、麻布台一丁目から三丁目まで、麻布永坂町、麻布狸穴町、東麻布一丁目から三丁目まで、麻布十番一丁目、虎ノ門一丁目から五丁目まで、愛宕一丁目及び二丁目、西新橋三丁目並びに芝公園三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を環境省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。